

対象にはならなかったが、その後の調査で放射能線量が高く、まさに予期せぬ災難で全村避難が 6 月 21 日になったことで外部被曝量が高くなってしまった。同様に浪江町の北西部の避難が 3 月 23 日まで要したことが原因で、SEEDI による放射性物質の被災地図が作成されていいたにもかかわらず、正確な資料ではないと採用されず、迅速な避難が行われなかったようで、結果的には避難の判断ミスがあった。

富岡町、大熊町、双葉町は 3 月 12 日までに全町民が避難したため、外部被曝線量は少ないと推定される。富岡町民は放射性物質が拡散された時点では川内村に避難しており、その後の漏れも郡山や三春に避難していたのであるから、中通り居住の人達と同程度と思われる。

後は、除染作業の進み具合ですが、その前に地域の放射性物質の放射線量の測定があり、それによりどのような測定値がでるか、それにより行政がどう判断するのか、注意深く見守る必要があります。

12 月 15 日政府発表：低い放射線量を長期間浴びた影響を巡り、内閣府の有識者会議は、年間 20mSv の放射線量を避難区域の設定基準としたことの妥当性を認めた。

その上で、線量を少なくするように除染の努力を要請、子供の生活環境の除染を最優先する。

報告書の骨子

年間 20mSv の被曝は他の発癌要因と比べ低リスク、線量低減を目指すスタ - トラインとしては適切。

低線量の環境で長期間被曝した場合、短時間で被曝した場合より影響が小さいと考えられる。

子供に対して放射線防護の措置を優先的に執ることは適切。

避難区域解除後に学校を再開するには、線量を年間 1mSv 以下にする。

避難区域の設定基準については、国際放射線防護委員会が原発事故による緊急時被曝を年間 20 ~ 100mSv と定めていることから「安定性の観点からもっとも厳しい値を採用」と指摘。チェリノブイリ原発事故後 1 年間の被曝限度が 100mSv だったことを挙げ、「現時点でチェリノブイリ事故後の対応よりは厳格である」と評価した。

年間 20mSv を被曝した場合の影響は「健康リスクは他の発癌要因と比べても低い」と明記した。

単純に比較することは適切ではないが、医学的見地からの比較です。

「喫煙（年間）で 1000 ~ 2000mSv、肥満は 200 ~ 500mSv、野菜不足や受動喫煙は 100 ~ 200mSv のリスクがある」そうですから、受動喫煙程度のリスクより低いのだから安心しろ、と言うことのようにですが、単なる目安と解釈して下さい。

従って、年間放射線量が最大 20mSv が、富岡へ帰れる基準になると思われます。